第３４１９号

福岡県公報

平成24年８月10日
第３４１９号

目　　次

告　　示（第1411号－第1426号）

○特定非営利活動法人設立の認証申請　（社会活動推進課）……1
○道路の区域の変更　（道路維持課）……1
○道路の供用の開始　（道路維持課）……2
○都市計画事業の認可　（公園街路課）……2
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……4
○保安林予定森林の所在場所等　（農山漁村振興課）……4
○解除に係る保安林の所在場所等　（農山漁村振興課）……4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更　（会計管理局会計課）……5
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定　（農村森林整備課）……5
○土地改良区の清算人の就任　（農村森林整備課）……5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等　（中小企業振興課）……5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等　（中小企業振興課）……6

公　　告

○建設業の営業の一部停止　（建築指導課）……6
○平成24年度砂利採取業務主任者試験の実施　（工業保安課）……6

告　　示

福岡県告示第1411号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

平成24年８月10日

福岡県知事　小　川　　洋

１　申請のあった年月日

平成24年７月15日

２　申請に係る特定非営利活動法人

(1)　名称

ＮＰＯ法人つながろう・アースフレンズ

(2)　代表者の氏名

牟田口　清子　　池田　龍次　　帆高　美子

(3)　主たる事務所の所在地

福岡県久留米市野中町1123番地３　サングレート野中401号

(4)　定款に記載された目的

この法人は、障害者及び一般市民に対してフリースペース及び就労支援のサービスを提供し、住みやすい地域づくりを目指し、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年８月10日

福岡県知事　小　川　　洋

定期発行日　毎週火・金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話092－643－3028）
〔作成〕〒812－0023　福岡市博多区奈良屋町３番１号　久野印刷株式会社　（電話092－262－5726）

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡	県道	福岡志摩前原線		糸島市志摩岐志1289番先から糸島市志摩小富士885番先まで	5.3～39.0	5,417.1
			前	糸島市志摩岐志1289番先から糸島市志摩小富士885番先まで	11.0～66.7	5,297.3
			後	糸島市志摩岐志1289番先から糸島市志摩小富士885番先まで	5.3～39.0	5,417.1
			後	糸島市志摩岐志1289番先から糸島市志摩小富士885番先まで	11.0～66.7	5,297.3

福岡県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年８月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡志摩前原線	糸島市志摩御床1804番先から糸島市志摩御床266番１先まで

福岡県告示第1414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第１項の規定により次のように告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　施行者の名称

久留米市

２　都市計画事業の種類及び名称

久留米都市計画道路事業　３・４・11号　東櫛原町本町線

３　事業施行期間

平成24年８月10日から平成31年3月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

福岡県久留米市西町字金丸及び梅満町字立石地内

(2)　使用の部分

福岡県久留米市西町字金丸及び梅満町字立石地内

福岡県告示第1415号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　開発区域に含まれる地域の名称

福津市宮司四丁目2121番１、2121番３から2121番20まで及び宮司浜二丁目2258番２

２　開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目７番６号

辰巳開発　株式会社

代表取締役　今村　重記

福岡県告示第1416号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　小　川　　洋

1　保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町笠原字西頭割8397の１、8401の２、8405の１、8421の１、字八瀬尾9245の１・9282の２・9284の１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、字柏木浦9300、9301、9305の１から9305の４まで、9308、9309、9311、9313、9317の２、9322、9333、9334の１、9337、9360の１、9360の７、9369、字中尾10937の３

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西頭割8397の１・8401の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、字中尾10937の３、字柏木浦9311・9317の２・9360の１・字八瀬尾9245の１・9282の２・9284の１（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1417号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　小　川　　洋

1　保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字辻476の１、字西4013

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1418号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　小　川　　洋

1　保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字道原字柗ヶ峠2084・2135の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1419号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　保安林予定森林の所在場所

飯塚市蓮台寺字石坂992の３、994の２、997の１

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石坂992の３・994の２・997の１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1420号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の２の規定により次のように告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸667の20、667の85、667の86、670の18

２　指定の目的

水源の涵（かん）養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

667の85、670の18

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ　主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1421号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により次のように告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

1(1)　解除に係る保安林の所在場所

大野城市大字乙金618の54

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　解除の理由

指定理由の消滅

2(1)　解除に係る保安林の所在場所

大野城市大字乙金618の54

(2)　保安林として指定された目的

公衆の保健

(3)　解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第1422号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	197	大牟田市不知火町３丁目８ 大牟田交通安全協会 会長　古賀　祐輔	大牟田市不知火町３丁目８ 大牟田警察署内	平成24年 ６月22日
旧		大牟田市不知火町３丁目８ 大牟田交通安全協会 会長　山本　和夫		

福岡県告示第1423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成24年８月１日付けで適当であると決定したので、同法第48条第９項において準用する同法第８条第６項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市金武西土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成24年８月10日から 平成24年９月７日まで	福岡市 西区役所

福岡県告示第1424号

解散した清算法人筑紫野市牛島土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

氏　　名	住　　所
柴　田　正　和	筑紫野市大字牛島 413 番地
倉　永　タカ子	〃　　〃　　473 番地 13
平　山　榮　一	〃　　〃　　414 番地５
柴　田　　宏	〃　　〃　　473 番地 12
柿　原　　茂	〃　　〃　　432 番地

福岡県告示第1425号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出について、法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　イオンモール大牟田

⑵　所在地　福岡県大牟田市岬町３番４ほか

2　法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による届出について、法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　イオンモール大牟田

⑵　所在地　福岡県大牟田市岬町３番４ほか

2　法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公　　告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の５第１項の規定により公告する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　処分をした年月日

平成24年７月30日

2　処分を受けた者の商号等

商　号	主たる営業所の所　在　地	代表者の氏名	許可番号
株式会社黒木建設	福岡県八女市黒木町本分1360－1	服部　伸文	平成20年９月30日・平成23年６月６日 福岡県知事許可（特・般－20・23） 第70106号

3　処分の内容

建設業法第28条第３項の規定に基づく営業の一部の停止

⑴　停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア　国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表１に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ　建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

⑵　停止期間

平成24年８月13日から平成24年８月27日までの15日間

4　処分の原因となった事実

㈱黒木建設は、建設業法第26条第１項の規定に違反して主任技術者を配置しなかった。このことは、同法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

公告

平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成24年８月10日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　受験資格

特に制限はない。

2　試験

⑴　方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア　砂利の採取に関する法令

イ　砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

⑵　日時及び場所

日　　時		場　　所
平成24年11月９日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号　福岡県吉塚合同庁舎会議室　604Ｂ

3　受験手続及び受付期間

⑴　受験の申込方法

ア　受験願書１部に次に掲げる書類、写真（申込前６月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦６センチメートル、横５センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）１枚及び受験申込手数料として8,000円分の福岡県領収証紙を領収証紙納付書に貼付けの上で、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812－8577　福岡市博多区東公園７番７号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

㈠　履歴書　１部

㈡　受験票　１部

イ　受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（２部まで。３部は200円、４～５部は240円）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ　受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ　郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

⑵　受付期間

ア　受験申込みの受付期間は、平成24年９月10日（月曜日）から同年10月19日（金曜日）までの土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分までとする。

イ　郵便による受験申込みは、平成24年10月19日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4　合格者は、平成24年11月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5　その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092－643－3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。